

新安第531号

令和5年3月13日

各区自治協議会長様

新潟市長 中原 八一
(担当 市民生活部市民生活課)

新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会委員の推薦について (依頼)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本市では、「新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」に基づく「推進計画」を策定し、各種防犯対策に努めています。

この推進計画の策定及び取り組みに関する評価・意見などを頂くため、貴自治協議会から1名の方を下記のとおりご推薦いただきたく依頼申し上げます。

また、女性が被害者となる犯罪が多く、女性の視点に立ったご意見を計画策定や取り組みに反映させていきたいと考えておりますので、女性委員の推薦にご配慮頂きますようお願いいたします。

記

- | | |
|---------------|--|
| 1 委 嘱 期 間 | 令和5年4月1日から令和7年3月31日 |
| 2 会 議 開 催 回 数 | 年1~2回を予定(1回2時間程度) |
| 3 委 員 報 酬 | 会議1回につき13,000円を支給 |
| 4 推 薦 方 法 | 別紙「委員推薦書」に記入し、提出をお願いします。
会議の開催は平日の日中を予定しています。出席が可能な方をご推薦ください。 |
| 5 回 答 期 限 | 令和5年5月31日(水)
総会の関係で提出が遅れる場合は、ご連絡ください。 |
| 6 添 付 資 料 | 新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会の概要 |

【事務局】

新潟市市民生活部市民生活課
安心・安全推進室 担当：山内、鈴木
TEL 025 - 226-1110 (直通)
FAX 025 - 223-8775

年 年 日

新潟市長 宛

区自治協議会長

委員推薦書

新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会委員について、下記のとおり推薦いたします。

記

- 1 氏 名 _____ (男・女)
- 2 住 所 新潟市
- 3 生年月日 S・H 年 月 日
- 4 電話番号 _____

新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会の概要

1 目的

犯罪のない安心・安全なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定する「新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進計画」について、調査・審議する。

2 新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進計画

平成19年4月、新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例の施行により、安心・安全なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、推進計画の策定が義務付けられた。計画期間は3年。平成19年度に第1次推進計画が策定され、第6次計画（令和4年度～令和8年度）まで策定され、この計画に基づき市の防犯施策が進められています。

計画は、「犯罪のない誰もが安心して安全に暮らすことができる新潟市の実現」を目標とし、市内の犯罪の現状を示したうえで、目標達成のための基本的な方針、重点目標及び取り組み事項を記載している。

3 委員

11人、内訳は下記の通り。

- ・第1号委員（学識経験のある者） 弁護士：1名
- ・第2号委員（住民の意見を代表する者） 区自治協議会委員：4名
- ・第3号委員（関係団体の意見を代表する者） 地域包括支援センター、新潟商工会議所：各1名
- ・第4号委員（防犯活動団体を代表する者） 防犯団体代表：1名
- ・第5号委員（その他市長が必要と認める者） 新潟県警、市小学校長会、公募委員：各1名

[任期2年：令和5年4月1日～令和7年3月31日]

会長・副会長は、任期ごとに委員の互選によって定め、会長は議長を務める。

報酬は、会議1回13,000円

4 会議開催

- ・年1回開催（例年2月ごろ）
- ・例年の会議内容は下記の通り。
 - ①新潟市の犯罪発生状況報告
 - ②推進計画における数値目標の達成状況報告
 - ③推進計画の取組状況と重点取り組み事例の報告

5 関係条例等

- (1) 新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例第8条第2項（協議会の趣旨）
- (2) 新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会規則
- (3) 新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会の委員の公募に関する要領
- (4) 新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会傍聴に関する要領



新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会名簿

No.	犯罪のない安心・安全なまちづくり 推進協議会規則規定条項		氏 名	肩 書	就任年度	就任期間(委嘱期間の合計)
1	第1号委員	学識経験のある者	のぐち まさふみ 野口 祐郁	弁護士	R1年度	平成31年4月1日～令和5年3月31日
2	第2号委員	住民の意見を代表する者	さくま さとみ 佐久間 沙都美	北区自治協議会委員	R3年度	令和3年4月1日～令和5年3月31日
3	第2号委員	住民の意見を代表する者	たかはし せいいち 高橋 誠一	中央区自治協議会委員	R3年度	令和3年4月1日～令和5年3月31日
4	第2号委員	住民の意見を代表する者	たかはし のぶえ 高橋 伸絵	西区自治協議会委員	R1年度	令和3年4月1日～令和5年3月31日
5	第2号委員	住民の意見を代表する者	ながい まさお 長井 正雄	西蒲区自治協議会委員	H29年度	令和3年4月1日～令和5年3月31日
6	第3号委員	関係団体の意見を代表する者	むらやま たかよ 村山 貴代	新潟市地域包括支援センター山 の下 管理者	R3年度	令和3年4月1日～令和5年3月31日
7	第3号委員	関係団体の意見を代表する者	にしむら ひとし 西村 仁	新潟商工会議所 総務部長	R1年度	平成31年4月1日～令和5年3月31日
8	第4号委員	防犯活動団体を代表する者	なかの たえ 中野 妙	ぴいす金津 代表	R3年度	令和3年4月1日～令和5年3月31日
9	第5号委員	その他市長が必要と認める者	ほさか あきお 保坂 章夫	新潟市小学校長会 生徒指導部 長	R3年度	令和3年4月1日～令和5年3月31日
10	第5号委員	その他市長が必要と認める者	わきや さかえ 脇屋 栄	新潟県警察本部 生活安全部 生活安全企画課 安全安心推進 室長	R4年度	令和4年4月1日～令和5年3月31日
11	第5号委員	その他市長が必要と認める者	さいとう ひろし 齋藤 博	公募委員	R3年度	令和3年4月1日～令和5年3月31日

新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会
第2号委員「自治協議会委員」の委員構成について

本協議会の体制をスリム化する方針のもと、それまで全 8 自治協から推薦いただいていた委員を、令和 3 年度の改選より、4 自治協ごとの 2 年任期のローテーションとさせていただきます。（下記の表を参照）

※ R7 年度以降の自治協議会委員の構成については変更となる予定です。

～ R3 年度		R3 年度 ～R4 年度		R5 年度 ～R6 年度
全区		北区		東区
		中央区		江南区
		西区		秋葉区
		西蒲区		南区